

有田市重度心身障害児者医療費支給条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、有田市重度心身障害児者医療費支給条例（昭和51年条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(証明書の交付)

第2条 条例第6条の証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けようとする者は、別記様式第1号の申請書を市長に提出しなければならない。

2 証明書の様式は、別記様式第2号とする。

3 証明書を破損し、又は亡失したときは、別記様式第3号の再交付申請書を市長に提出し、再交付を受けるものとする。

(支給の申請)

第3条 条例第5条第1項の請求は、別記様式第4号により行うものとする。

(届出)

第4条 条例第7条による届出は、別記様式第5号により行うものとする。

(証明書の返還)

第5条 証明書の交付を受けている者が資格を喪失したときは、速やかにその証明書を市長に返還しなければならない。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成27年3月31日規則第14号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成27年12月28日規則第27号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

様式（略）